熊本県公報

第１２５８６号
平成29年1月13日（金）
（毎週　火・金発行）

目　次

告　　示
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……（障がい者支援課）　1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定・（　〃　）　2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新・（　〃　）　2
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）　2
○土砂災害警戒区域の指定……（砂防課）　2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）　3
○道路の区域変更……（道路保全課）　4
公　　告
○土地改良区役員の退任及び就任……（農村計画課）　5
○道路の位置指定……（建築課）　5
○知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項……（県政情報文書課）　5
○熊本都市計画公園（中央運動公園）の変更（合志市決定）……（都市計画課）　5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（建築課）　6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（　〃　）　6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（　〃　）　6
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……（商工振興金融課）　6
○農用地利用配分計画の認可……（農地・担い手支援課）　10
○公共測量の実施……（監理課）　10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（建築課）　10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（　〃　）　10
○道路の位置指定……（　〃　）　11
○熊本県自治体情報セキュリティクラウド構築業務に係る総合評価一般競争入札の落札者の決定……（情報企画課）　11
○農用地利用配分計画の認可申請……（農地・担い手支援課）　11
○農用地利用配分計画の認可申請……（　〃　）　12
○農用地利用配分計画の認可申請……（　〃　）　12
○農用地利用配分計画の認可申請……（　〃　）　12
登　載　依　頼
○選挙管理委員会委員及び補充員の住所及び氏名……（選挙管理委員会）　13
○選挙管理委員会委員長及び同職務代理者……（　〃　）　13
○宇城地域保健医療推進協議会の開催……（宇城地域保健医療推進協議会）　13
○平成２９・３０年度車両メンテナンス業務委託に係る一般競争入札の参加資格等……（警察本部警務課）　14
○平成２９・３０年度車両メンテナンス業務委託に係る一般競争入札の実施……（　〃　）　14
○第１５０回熊本県都市計画審議会の開催……（都市計画審議会）　18
○熊本県立美術館協議会の開催……（美術館協議会）　18
○全長１５センチメートル以下のマダイの採捕禁止……（天草不知火海区漁業調整委員会）　19
○しいらづけ周辺での釣り漁業等の禁止……（　〃　）　19
正　　誤
○平成２８年１２月２７日熊本県公報第１２５８３号中……（教育政策課）　19

告　　示

熊本県告示第２０号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第１項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第５１条の規定により公示する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人熊本職業リハビリテーション人材センター 菊池市片角８５番地３	特定非営利活動法人熊本職業リハビリテーション人材センター 菊池市片角８５番地３ 川越　義和	就労移行支援	平成２９年１月４日

熊本県告示第２１号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５４条第２項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第６９条の規定により公示する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
熊本調剤薬局　高森店 阿蘇郡高森町大字高森２１８６番地１	平成２９年１月１日

熊本県告示第２２号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５４条第２項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第６９条の規定により公示する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
ダン調剤薬局 八代市古閑上町字聖神１３番１	平成２９年１月１日

熊本県告示第２３号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県阿蘇市波野大字小園字松崎２番、３番１、３番２、６番、８番、１１番、

２　指定の目的　土砂の流出の防備

３　指定施業要件

（１）立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字松崎２番・３番１・３番２・６番・８番・１１番（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（２）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第２４号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
神合川２	宇土市石橋町、神合町	別図のとおり	土石流

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第２５号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
辺田１	宇土市笹原町、網津町	別図１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
伊津野１	宇土市野鶴町	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
伊津野２	宇土市野鶴町	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
鶴見塚２	宇土市野鶴町	別図４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
鶴見塚	宇土市野鶴町	別図５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
野鶴	宇土市野鶴町	別図６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
三蔵１	宇土市宮庄町	別図７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
三蔵２	宇土市宮庄町	別図８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
栗崎－１	宇土市栗崎町	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
栗崎－２	宇土市栗崎町	別図１０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１０のとおり
伊無田－１	宇土市伊無田町	別図１１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１１のとおり
伊無田－２	宇土市伊無田町	別図１２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１２のとおり
上松山１－１	宇土市松山町	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり
上松山１－２	宇土市松山町	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
旭６	宇土市笹原町	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
旭７	宇土市笹原町、城塚町	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり

辺田２	宇土市笹原町	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
伊津野３	宇土市野鶴町	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
伊津野４	宇土市野鶴町	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
三蔵３	宇土市宮庄町	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
三蔵４－１	宇土市宮庄町	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
三蔵４－２	宇土市宮庄町	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり
石橋	宇土市石橋町	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
神山２	宇土市神馬町	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
神原３	宇土市栗崎町	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
南受	宇土市伊無田町	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
上松山２	宇土市松山町	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
居屋敷－１	宇土市立岡町	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
居屋敷－２	宇土市立岡町	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
新村２	宇土市笹原町、城塚町	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり
馬場	宇土市神馬町	別図３１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３１のとおり

（別図１から別図３１までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第２６号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成２９年１月１３日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字宮浦字小ヶ倉　２４０番地先から葦北郡芦北町大字宮浦字大丸　５６９番１地先まで	前	3.8～26.9	569.5	芦北町に移管予定
			後	3.8～26.9	569.5	
				13.2～29.7	428.7	

		葦北郡芦北町大字宮浦字大丸 ５６７番１地先から 葦北郡芦北町大字宮浦字下り ４３３番１３地先まで	前	4.5 ～ 25.4	711.3	
			後	9.8 ～ 25.4	711.3	

２　区域を変更する期日　平成２９年１月１３日

公　　告

熊本県公告第１１号

上益城郡御船町に事務所を置く御船中央土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１７項の規定により公告する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

役職名	氏　　名	住　　所
退任 監事	北川　直文	上益城郡嘉島町上六嘉１３３５番地
就任 監事	大塚　敏明	上益城郡嘉島町上六嘉２０３５番地

熊本県公告第１２号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　築造者の住所　福岡県糟屋郡粕屋町原町四丁目３番５号八昭ビル１０２号
２　築造者の氏名　株式会社アトラスカンパニー
３　道路の位置　宇城市小川町南部田字石町１３番１１
４　道路の幅員　５．１７メートル
５　道路の延長　２４．９８メートル
６　指定年月日　平成２８年１２月２２日
７　指定番号　熊本県指令央土景建第９９号

熊本県公告第１３号

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項（平成１３年熊本県公告第２３２号の２）の一部を次のように改正する。

第２の１の（１）を次のように改める。

（１）熊本復旧・復興４カ年戦略（以下「４カ年戦略」という。）

第４中「地域振興局」を「広域本部（県央広域本部を除く。）及び地域振興局」に、「各地域振興局」を「各広域本部（県央広域本部を除く。）及び各地域振興局」に改める。

附　則

この要項は、平成２９年１月１３日から施行する。

熊本県公告第１４号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定により合志市から熊本都市計画公園（中央運動公園）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第２項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県公告第１５号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字皆本１１６１番６
３５９．８７平方メートル

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字鯰１７１７番地
西田　良一

熊本県公告第１６号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字橋ノ元６３３番４、同６３３番５、同６３４番１の一部、同６３４番４、同６３４番５、同６４３番及び里道
２，７０１．０１平方メートル

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋６８８番地４
長田　玲子

熊本県公告第１７号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊陽町杉並台一丁目３１９０番１２９２、同３１９０番１２９３、同３１９０番１２９４及び同３１９０番１２９５
１，６８８．８９平方メートル

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺三丁目９番５号
株式会社ヤマックス

熊本県公告第１８号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定による変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン八代
八代市建馬町参号６番ほか

２　変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長　山西　泰明 広島市東区二葉の里三丁目３番１号	株式会社イズミ 代表取締役　山西　泰明 広島市東区二葉の里三丁目３番１号
株式会社ウォッチ・ビジネス・カンパニー 代表取締役社長　鍵本　優 広島市西区商工センター二丁目３番１号	株式会社ウォッチ・ビジネス・カンパニー 代表取締役　鍵本　優 広島市西区商工センター二丁目３番１号
株式会社アップスイング 代表取締役　鈴木　康祐 鹿児島県鹿児島市東谷山四丁目３１番１１号	同左

株式会社一休本舗 代表取締役　髙木　功一 熊本市東区秋津三丁目１４番１号	同左
株式会社エービーシー・マート 代表取締役　野口　実 東京都渋谷区神南一丁目１１番５号	同左
株式会社オッジ・インターナショナル 代表取締役　安井　武昌 大阪市中央区備後町三丁目１番１６号	同左
株式会社コンラッド 代表取締役　柴田　直 静岡市駿河区曲金三丁目７番１４号	株式会社コンラッド 代表取締役　柴田　英司 岐阜県羽島市福寿町浅平三丁目９番地
株式会社Ｆ・Ｏ・インターナショナル 代表取締役　小野　行由 神戸市中央区栄町通二丁目４番１号	株式会社Ｆ・Ｏ・インターナショナル 代表取締役　小野　行由 神戸市中央区三宮町二丁目４番１号
株式会社新星堂 代表取締役　阿曽　雅道 茨城県つくば市西大橋５９９番地１	株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役　日下　孝明 茨城県つくば市西大橋５９９番地１
ゼビオ株式会社 代表取締役　諸橋 友良 福島県郡山市朝日三丁目７番３５号	同左
株式会社立花屋 代表取締役　笠井　俊生 福岡市中央区大宮一丁目２番９号	同左
筑邦製茶株式会社 代表取締役　田中　秀明 福岡県久留米市荒木町藤田２００番地	同左
地球文化屋株式会社 代表取締役　秋田　泰史 福岡市東区多の津二丁目６番３号	株式会社ＺＡＫＡＮＡＫＡ 代表取締役　藤　幸市 福岡市東区多の津二丁目６番３号
株式会社天翔 代表取締役　平　茂美 福岡県大野城市御笠川五丁目６番１７号	同左
株式会社タツミヤ 代表取締役　指田　努 東京都八王子市暁町一丁目３２番１３号	同左
株式会社東京デリカ 代表取締役　木山　茂年 東京都葛飾区新小岩一丁目４８番１号	株式会社東京デリカ 代表取締役　木山　茂年 東京都葛飾区新小岩一丁目４８番１４号
株式会社ハニーズ 代表取締役　江尻　義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松２７番地の1	同左
有限会社ハギノ 代表取締役　荻野　逸子 八代市鏡町内田９７番地２４	同左
株式会社パスポート 代表取締役　水野　純 東京都品川区西五反田七丁目２２番１７号	同左
山崎製パン株式会社 代表取締役　飯島　延浩 東京都千代田区岩本町三丁目１０番１号	同左

株式会社冒険王 代表取締役　堀岡　洋行 広島市安佐北区可部四丁目１番１０号	同左
株式会社ユニクロ 代表取締役　柳井　正 山口県山口市大字佐山７１７番地1	同左
株式会社ビスク 代表取締役　豊村　政人 福岡市中央区今泉一丁目１６番２０号	同左
株式会社ヒロコーポレーション 代表取締役　井上　文子 福岡市東区千代四丁目１０番１号	株式会社ヒロコーポレーション 代表取締役　井上　共枝 福岡市東区多の津一丁目２番２号
株式会社ヨネザワ 代表取締役　米澤　房朝 熊本市中央区水前寺六丁目１番３８号	同左
マツオインターナショナル株式会社 代表取締役　松尾　憲久 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目２０番１０号	同左
株式会社ワールド 代表取締役　寺井　秀藏 神戸市中央区港島中町六丁目８番１	同左
株式会社レナウン 代表取締役　北畑　稔 東京都江東区有明三丁目６番１１号	同左
株式会社明林堂書店 代表取締役　宮脇　範次 大分県別府市山の手町１５番１５号	同左
有限会社アサヒコーポレーション 代表取締役　小幡　一夫 熊本市中央区大江四丁目１番１６号	有限会社アサヒコーポレーション 代表取締役　小幡　一夫 熊本市南区田迎四丁目９番５０号
株式会社亀屋 代表取締役　柏木　伸次 宇城市松橋町久具３２０番地５	同左
株式会社通信館 代表取締役　竹永　淳一 八代市通町１１番１４号	同左
株式会社三城 代表取締役　多根　幹雄 東京都中央区銀座二丁目７番１７号	同左
有限会社八代三信衣料 代表取締役　大西　富夫 八代市松江町２２９番地３	同左
株式会社ヤマダ電機 代表取締役　山田　昇 群馬県高崎市栄町１番１号	同左
株式会社あおき 代表取締役　青木　資行 長崎県佐世保市大塔１９８４番地	同左
株式会社大創産業 代表取締役　矢野　博文 広島県東広島市西条吉行東一丁目４番１４号	同左

光洋株式会社 代表取締役　早川　康洋 玉名市安楽寺字生見２３２番地２	同左
株式会社ちづる 代表取締役　森　啓輔 広島市東区若草町１０番１２号	同左
株式会社パレモ 代表取締役　小田　保則 愛知県稲沢市天池五反田町１番地	株式会社パレモ 代表取締役　吉田　馨 愛知県稲沢市天池五反田町１番地
株式会社エイティー今藤 代表取締役　今藤　尚一 鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名１８６番地	同左
合資会社橋本商店 代表取締役　橋本　和久 八代市本町一丁目１０番３８号	同左
株式会社マックハウス 代表取締役　白土　孝 東京都杉並区梅里一丁目７番７号	同左
ジョウツー株式会社 代表取締役　後藤　英夫 熊本市中央区渡鹿三丁目１１番１号	同左
株式会社エヌコーポレーション 代表取締役　小宮　光雄 東京都台東区東上野一丁目２６番２号	株式会社エヌコーポレーション 代表取締役　小椋　昭男 東京都台東区東上野一丁目２６番２号
イトキン株式会社 代表取締役　辻村　章夫 大阪市西区南堀江一丁目４番２５号	退店
大田　孝幸 八代市建馬町３番１号	退店
株式会社ノンノン 代表取締役　塩崎　誠 八代市本町一丁目９番１１号	退店
株式会社スイートガーデン 代表取締役　清水　元 神戸市西区高塚五丁目４番地１	退店
株式会社ベーカーズストリート 代表取締役　榊原　龍男 千葉県市川市中山四丁目１８番１６号	退店
有限会社ｅシステム 代表取締役　渡邊 理造 福岡県宗像市上八字浜山２０２１番２	退店
出店	株式会社エンパワー 代表取締役　増井　俊介 東京都新宿区西新宿六丁目１２番１号
出店	エス・ケイコーポレーション株式会社 代表取締役　野口　勝義 福岡市博多区博多駅前二丁目２０番１号
出店	株式会社不二家 代表取締役　櫻井　康文 東京都文京区大塚二丁目１５番６号

３　変更の年月日

平成２８年３月１日
４　届出年月日
平成２８年１２月７日
５　届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課
平成２９年１月１３日から平成２９年５月１３日まで

熊本県公告第１９号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第５項の規定により公告する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
片山　勝次	上益城郡山都町大平	上益城郡山都町上川井野字尾茂田１２８４番１ほか４０筆

２　認可年月日
平成２９年１月５日

熊本県公告第２０号

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第１項の規定により国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により公告する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

作　業　種　類	作　業　期　間	作　業　地　域
公共測量（水準測量）	平成２８年１１月　１日から 平成２９年　３月１７日まで	八代市・球磨村・芦北町 球磨川20k000から52k400まで

熊本県公告第２１号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名郡長洲町大字高浜字岩原８９６番１、同８９６番３、同８９６番４、同８９６番５、同８９６番６、同８９６番７、同８９６番８、同８９６番９、同８９６番１０、同８９６番１１、同８９６番１２、同８９６番１３、同８９６番１４、同８９６番１５、同８９６番１６、同８９６番１７、同８９６番１８及び同８９６番１９
４，９８９．５８平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県大牟田市長田町３２番地の１
三池生コンクリート工業株式会社

熊本県公告第２２号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字椎木迫３１３６番２、同３１３６番３及び水路の一部
２１８．１１平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字小池３１０９番地２
本田　美沙

熊本県公告第２３号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　築造者の住所　熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町１０番地
２　築造者の氏名　千里殖産株式会社
３　道路の位置　宇土市古保里町字四度橋７２８番３、同７２８番５、同７３１番４及び里道の一部
４　道路の幅員　４．００メートルから５．００メートルまで
５　道路の延長　８３．２８メートル
６　指定年月日　平成２８年１２月２０日
７　指定番号　熊本県指令央土景建第９７号

熊本県公告第２４号

特定調達契約につき、総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「特例政令」という。）第１２条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成７年熊本県規則第５１号）第１１条第１項の規定により、次のとおり公示する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　落札に係る特定役務の名称及び数量
　平成２８年度熊本県自治体情報セキュリティクラウド構築業務　一式
２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課地域情報化推進班
　郵便番号８６２―８５７０　熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
３　落札者を決定した日
　平成２８年１１月１８日
４　落札者の氏名及び住所
　九州通信ネットワーク株式会社
　福岡市中央区天神一丁目１２番２０号
５　落札金額
　９７，２００，０００円（うち消費税及び地方消費税の額７，２００，０００円）
６　契約の相手方を決定した手続
　総合評価一般競争入札
７　特例政令第６条に規定する公告を行った日
　平成２８年９月３０日

熊本県公告第２５号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第３項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成２９年１月１３日から同月２６日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
農事組合法人ファーム吉田	上益城郡甲佐町吉田	上益城郡甲佐町大字吉田字居屋敷９４番１ほか１４筆
野口　清吾	上益城郡甲佐町早川	上益城郡甲佐町大字早川字向鶴１２０７番ほか２筆
高藤　俊輔	阿蘇市永草	阿蘇市乙姫字上山ノ下６４１番ほか４筆
山崎　重幸	阿蘇市蔵原	阿蘇市黒川字下鬼島８４６番ほか１筆
西川　定信	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字尾町２５２番１
酒井　裕則	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上北字村松２８９番１２

２　申請年月日
　平成２８年１２月２１日

熊本県公告第２６号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第３項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成２９年１月１３日から同月２６日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
榮　賢二郎	菊池市七城町橋田	菊池市七城町小野崎字前畑４８８番３ほか１５筆
上村　良一	菊池市玉祥寺	菊池市玉祥寺字南田３１番１
上村　良一	菊池市玉祥寺	菊池市玉祥寺字南田３４番１ほか１筆
松岡　忠	菊池市玉祥寺	菊池市玉祥寺字東原７９番２ほか１筆
松岡　忠	菊池市玉祥寺	菊池市袈裟尾字松山原３６７番７ほか１筆

２　申請年月日

平成２８年１２月２１日

熊本県公告第２７号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第３項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成２９年１月１３日から同月２６日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
福嶋　重實	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字鐙４２４９番ほか１筆
山本　一喜	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字久米字葛沢３９６番ほか２筆
小﨑　純一	球磨郡山江村山田戊	球磨郡山江村大字山田丙字山刀失２１９９番３

２　申請年月日

平成２８年１２月２２日

熊本県公告第２８号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第３項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成２９年１月１３日から同月２６日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成２９年１月１３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区富合町菰江字神田４２８番
林　伸治	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町塚原字歌島４２３番

２　申請年月日
　平成２８年１２月２２日

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第５号

熊本県選挙管理委員会委員及び補充員に次の者が選挙されたので、熊本県選挙管理委員会規程（昭和５１年熊本県選挙管理委員会告示第６号）第４条第１号の規定に基づき告示する。

平成２９年１月１３日

熊本県選挙管理委員会
委員長　松　永　榮　治

委員となった者
住所　熊本市中央区新大江１－３－１
氏名　松　永　榮　治
住所　熊本市南区白藤２－３－８１－１４０３
氏名　坂　口　眞　理
住所　熊本市東区山ノ内４－１－３０
氏名　内　村　公　春
住所　上益城郡益城町惣領１５６５－４
氏名　川　口　弘　幸
補充員となった者
住所　熊本市中央区船場町３－３６－１－８０２
氏名　猿　渡　健　司
住所　熊本市中央区坪井２－１－４１
氏名　髙　島　剛　一
住所　熊本市中央区帯山７－１６－９
氏名　興　梠　順　子（通称名　木　庭　順　子）
住所　宇土市走潟町２５３０
氏名　向　井　康　彦

熊本県選挙管理委員会告示第６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８７条第１項の規定により、次の者が熊本県選挙管理委員会委員長に選挙され、また同条第３項の規定により委員長の職務を代理する者として次の者を指定したので、熊本県選挙管理委員会規程（昭和５１年熊本県選挙管理委員会告示第６号）第４条第３号及び第４号の規定に基づき告示する。

平成２９年１月１３日

熊本県選挙管理委員会
委員長　松　永　榮　治

委員長となった者
住　所　熊本市中央区新大江１－３－１
氏　名　松　永　榮　治
委員長職務代理者として指定された者
住　所　上益城郡益城町惣領１５６５－４
氏　名　川　口　弘　幸

宇城地域保健医療推進協議会公告第１号

宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成２９年１月１３日

宇城地域保健医療推進協議会長

１　開催日時
　平成２９年１月２７日（金）　午後２時から午後４時まで
２　場所
　熊本県宇城総合庁舎　３階大会議室
３　議題
（１）第６次宇城地域保健医療計画の取組状況について
（２）地域医療構想について
（３）その他
４　傍聴者の定員
　１０人
５　傍聴手続
（１）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のう

え事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（２）傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
６　問合せ先
宇城市松橋町久具４００－１
宇城地域保健医療推進協議会事務局（宇城保健所総務福祉課）
（電話０９６４－３２－０５１７）

熊本県警察本部告示第２号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成２９年１月１３日

熊本県警察本部長　後　藤　和　宏

１　競争入札に付する事項
平成２９・３０年度車両メンテナンス業務委託
２　入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
３　入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
２に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話番号　０９６－３３３－２５８１
(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成２９年１月２４日（火）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成３１年３月３１日までとする。
(6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成３０年１０月１日から平成３０年１１月３０日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第２号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

平成２９年１月１３日

熊本県警察本部長　後　藤　和　宏

１　競争入札に付する事項
(1) 業務の名称
平成２９・３０年度車両メンテナンス業務委託
(2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部警務課装備係
(3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
(4) 業務委託の内容
平成２９・３０年度車両メンテナンス業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
(5) 委託期間
平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日まで
(6) 履行場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県警察本部警務部警務課外（仕様書のとおり）

(7)　入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備をしている者
ウ　名称、住所及び代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
(8)　入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額により入札すること。
(9)　業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。
(10)　最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
２　入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、３（３）の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成２９年１月２４日（火）午後５時まで
イ　競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ウ　競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
エ　提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(3)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(4)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。
(5)　次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
ア　役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
イ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
エ　役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
オ　役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
※　暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）第２条に規定するものをいう。
※　役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
※　「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
３　入札参加のための確認申請

⑴　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２⑵から⑸までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　２⑸に係る役員等一覧
⑵　提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、⑴ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、１つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、⑴アに添付する⑴イの書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等、１つのファイルに集約できない場合は、⑴イの書類の目録を⑴アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、⑴イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。
紙入札により入札する場合は、⑴ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
⑶　提出期間
公告の日から平成２９年２月９日（木）午後５時まで
⑷　提出先
１⑶に掲げる入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班
⑸　確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
４　入札手続等
⑴　入札仕様等に対する質問の受付期間
１⑵に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成２９年２月９日（木）午後５時まで受け付ける。
⑵　入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１⑵に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成２９年２月２３日（木）まで行う。
⑶　入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成２９年２月２２日（水）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
(ｱ)　日時　平成２９年２月２３日（木）午前１１時
(ｲ)　場所　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県出納局管理調達課管理班
(ｳ)　入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ｱ)の日時に(ｲ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成２９年２月２２日（水）（必着）までに１⑶に掲げる入札担当部局（熊本県出納局管理調達課管理班）へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
⑷　開札の方法及び日時
開札は電子入札システムにおいて⑶イ(ｱ)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに⑶イ(ｲ)の場所で開札を行うものとする。
⑸　入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
⑹　入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号のいずれかに該当する入札
イ　民法（明治２９年法律第８９号）第９５条の錯誤による入札であると入札執行者

が認めた入札
ウ　電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ　電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
オ　紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7)　入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8)　落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9)　入札保証金
免除する。

5　契約について

(1)　契約書の作成の要否
要

(2)　契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3)　落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4)　契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア　納付期限　(3)に掲げる期限
イ　提出場所　１(2)に掲げる発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部警務課装備係

6　その他

(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7　問合せ

(1)　問合せ先
ア　入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
（本公告に係る発注・契約担当部局）
熊本県警察本部警務部警務課装備係
電話番号　０９６－３８１－０１１０（内線２３１４）
ファックス番号　０９６－３８３―３１１０
イ　競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５

(2)　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日を除く。）

8　Ｓｕｍｍａｒｙ

(1)　Name and Content of Consignment（調達する役務の名称、数量）
Consignment contract on vehicles' maintenance

(2)　Date and Place for tender:（入札期日）
Date: February 23rd, 2017, 11:00a.m.
Place:Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division（熊本県出納局管理調達課）
(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3)　Name of Department in Charge of Bidding Contract（担当部局名称、連絡先）
Equipment Section, Police Administration Division, Kumamoto Prefectural

Police
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(EXT.2314)

(4) Other（その他）
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県都市計画審議会公告第５号

第１５０回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成２９年１月１３日

熊本県都市計画審議会
会長　両　角　光　男

１　日時
平成２９年１月２０日（金）午前１０時００分から正午まで

２　場所
熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県庁行政棟本館５階審議会室

３　議題
【審議】
（１）熊本都市計画道路の変更の件（益城中央線［主要地方道熊本高森線］他１路線：益城町）
（２）建築基準法第５１条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件（八代市）

４　傍聴者の定員
２０名

５　傍聴手続
（１）傍聴を希望される方には、審議会開会の３０分前から１０分前までに、受付にて整理券を配布します。
（２）（１）において配布した整理券を持って、審議会開会１０分前に受付に集合してください。
（３）傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
（４）傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することができます。

６　傍聴するにあたっての守るべき事項
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
（１）会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
（２）はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
（３）会場内での飲食はできません。
（４）会場内において、写真撮影、録画、録音等はできません。
（５）会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
（６）その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。

７　非公開の案件
今回の審議会では「３　議題」のうち、【審議】（１）及び（２）については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第３公開の基準ア又はイに該当し、非公開となり傍聴はできません。

８　問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部道路都市局都市計画課）
電話番号：０９６－３３３－２５２０

熊本県立美術館協議会公告第１号

熊本県立美術館協議会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成２９年１月１３日

熊本県立美術館協議会

１　日時
平成２９年１月３１日（火）
午後２時から午後４時まで

２　場所
　熊本市中央区二の丸２番
　熊本県立美術館本館　事務棟２階会議室
３　議事内容
（１）平成２８年度事業報告について
（２）平成２９年度事業計画について
（３）熊本県立美術館分館（指定管理）の運営について
（４）その他
４　傍聴者の定員
　５人
５　傍聴手続
（１）　傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（２）　傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
６　問合せ先
　熊本市中央区二の丸２番
　熊本県立美術館協議会事務局
　（電話０９６－３５２－２１１５）

天草不知火海区漁業調整委員会指示第１６７号

マダイ資源保護のため、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第６７条第１項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成２９年１月１３日

天草不知火海区漁業調整委員会会長　江口　幸男

１　指示の内容
　宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、全長１５センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。
２　指示の有効期間
　平成２９年２月１日から平成３１年１月３１日までとする。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第１６８号

しいらづけしいら１そうまき網漁業と釣り漁業等との漁場の使用に関する紛争の防止を図るため、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第６７条第１項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成２９年１月１３日

天草不知火海区漁業調整委員会会長　江口　幸男

１　指示の内容
　６月１日から１０月３１日までの間、天草市魚貫町権現山山頂から天草市魚貫町遠見岳山頂を見通した延長線以南の天草海に敷設してあるしいらづけしいら１そうまき網漁業の「つけ」の中心から半径１００メートルの区域内での釣りを禁止する。
２　指示の有効期間
　平成２９年１月１３日から平成３１年１月３１日までとする。

正　　誤

平成２８年１２月２７日熊本県公報第１２５８３号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	３１	（熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令）	熊本県教育庁処務規程（昭和３６年熊本県教育委員会訓令第４８号）
１３	１５	（熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令）	熊本県教育庁処務規程（昭和３６年熊本県教育委員会訓令第４８号）
１３	１８	３９	３８